

議案第 6 9 号

損害賠償額の決定及び和解について

テント飛散による物損事故について損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1 事故発生年月日

令和 7 年 7 月 1 5 日 午後 3 時 0 0 分頃

2 事故発生場所

南あわじ市北阿万新田中 5 7 番地 1

3 相手方、損害物件

別紙のとおり

4 和解条項

(1) 賠償額は別紙のとおりとする。

(2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権・債務を有しない。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

5 事故の原因

北阿万保育所の園庭に設置していたテントが風で飛ばされ、隣接地に駐車中の相手方車両に接触し損傷させた。

別紙

相手方	相手方の損害物件	損害額
	車両	135,000円